筑前町告示第 121 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第７条第４項の規定により除却した広告物を、同法第８条第１項の規定により保管したので、同条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年 11 月 10 日

筑前町長　　田　頭　喜　久　己

１　保管した広告物の名称又は種類及び数量

貼り札　２枚

２　保管した広告物を除却した日時及び場所

令和８年 10 月 22 日　９時～11 時

一般国道 386 号沿　　久光～弥永

一般国道 386 号沿　　篠隈～久光

３　保管を始めた日時及び保管場所

令和８年 10 月 22 日　11 時

百万池公園　倉庫内

４　費用の徴収に関する事項

町は必要に応じて、保管した広告物の除却、保管及び処分に要した費用を、当該広告物の所有者に対して負担を求めるものとする。

５　その他

保管した広告物の返還を受ける場合は、都市計画課へ申し出ること。

保管した広告物は、一定期間経過後に処分する。